令和元年度第１回大阪府障がい者等の職場環境整備等支援組織認定等審議会

障がい者雇用貢献企業顕彰審査部会　議事概要

日時：令和元年６月12日（水）午前10時から

場所：エル・おおさか　本館11階セミナールーム

１．出席者

井上 幸紀委員、佐藤 伸司委員、福原 宏幸委員（部会長）、望月 直人委員

※五十音順

２．会議の公開について

本日の会議は公開とする。第２回は一部非公開とする。

３．大阪府障がい者雇用貢献企業顕彰制度について

（１）募集要項について

　（委員）

　　　　条例改正等の事務手続きの都合上、今年度は募集期間が短くなっているが、来年度以降は企業が応募しやすいように、応募期間を長く設定すべきではないか。また、今年度について企業への周知はどのように行うのか。

（事務局）

　 報道提供、府のホームページの公開の他、各種メールマガジンでの周知や企業団体など関係機関の協力を仰ぎ、周知する予定にしている。

（２）評価項目及び評価方法について

（委員）

　　　　定量的評価項目と定性的評価項目の配点が70点、30点ということだが、特例子会社が有利になるのではないか。応募者の平均点を特例子会社の点数とするという措置で是正するという考えか。

　　　（事務局）

　　　　その通り。

　　　（委員）

　　　　障がい者の定義及び重度障がい者の定義とは。

　　　（事務局）

　　　　障がい者の雇用状況に関する問いに関しては全て国に提出する雇用状況報告書をベースに作成している。また、障がい者及び重度障がい者の定義に関しても府で決定しているものではなく、国の法律に準じたものである。

　（委員）

　　　　精神障がいに関しては、20歳を超えてから発症する方も多く、支援学校等からの職場体験の受入れや校内作業もない。精神障がい者の雇用等に注力している企業は教育貢献賞に応募しづらいのではないか。受入れ先を学校に限らないような形を検討してはどうか。

　　　（事務局）

　　　　教育貢献賞というカテゴリー上、念頭にあるのは支援学校。生徒の就職率を上げるミッションがある中、ご協力いただいている企業を顕彰したい。支援学校以外からの受入れについては大賞やチャレンジ応援賞で評価したい。

　　　（委員）

　　　　職場実習や見学の受入れについて、府内の事務所・事業所に限る必要はあるのか。関西圏に広げてはどうか。

　　　（事務局）

　　　　広報が行き届かない可能性もある。また、国でも表彰制度を開始すると聞いている。国や府周辺の都道府県の動きを見ながら検討すべきことは検討する。

　　　（委員）

　　　　顕彰制度ができてから、障がい者雇用についても状況が変わっており、精神障がい者や発達障がい者が増加し、就職までの過程も変化している。今の状況を踏まえて貢献の対象を検討いただきたい。

　　　（事務局）

　　　　令和２年度以降の検討事項とする。

　　　（委員）

　　　　教育貢献賞における職場実習の中に大学生が含まれていないのでは。大学から職場実習に行くこともある。大学生を含む。という文言があっても良いのでは。

　　　（事務局）

　　　　大学生の受入れについては大賞で評価する。令和２年度以降に検討する。

（委員）

　　　　障がい者雇用を進める上で、企業の１番の悩みは職務設計や職務創出。これに係る評価項目を作ってはどうか。

　　　（事務局）

　　　　加える方向で検討する。

　　　（委員）

　　　　府主催の研修への講師派遣について、府から企業に声をかけているため、府の意見がかなり出てしまっているのではないか。特定の企業に偏ってしまわないか。府主催の研修に限らず、府下の自治体主催の研修に広げることは難しいか。

　　　（事務局）

　　　　府内の市町村の研修講師についても評価対象とする。

（委員）

　　　　本日の意見を踏まえ、次の４点の修正を行う。

重度障がい者の定義について分かりやすく記載する。

　　　　大賞とチャレンジ応援賞の職場実習については、支援学校以外のハローワーク等からの職場実習についても対象とすることとし、それを追記する。

大賞とチャレンジ応援賞の応募の際、職務設計や職務創出について記載されるよう、応募用紙を修正する。

評価対象となる講師派遣については、大阪府主催の研修に加え、府内市町村主催の研修も対象とする。